

## 枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する規則

平成28年7月1日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出張取消し等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第2項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続を執ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該出張について支給を受けることができる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額を超えることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第3項の規定により支給する旅費の額は、次に定める額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該出張について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の出張を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(その他管理者が定める事情)

第4条 条例第3条第3項のその他管理者が定める事情は、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由とする。

(出張命令の変更)

第5条 出張者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により出張命令の変更

を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第1号及び第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第3号の規定により路程を計算することができる。

3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明となる基準で、当該出張の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる出張について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

5 前2項の規定により陸路の路程を計算し難い場合には、前2項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

(日額旅費)

第7条 条例第18条第1項の管理者が指定する出張は、引き続いて31日以上にわたり同一地域内に出発し、又は滞在する場合の出張とする。

第8条 日額旅費は、次に定める額により支給する。

- (1) 条例別表第1に規定する宿泊を要する出張に係る日当の定額に、出張者の出張期間を次のとおり区分して、それぞれに掲げる割合を乗じて得た額の合計額

イ 30日以下の期間 1日につき10分の10

ロ 31日以上60日以下の期間 1日につき10分の9

ハ 61日以上90日以下の期間 1日につき10分の8

ニ 91日以上の期間 1日につき10分の7

(2) 交通機関が定期券又は回数券を発行している場合は当該交通機関の利用区間に係る定期券又は回数券の価額により算出した額、定期券及び回数券を発行していない場合は当該交通機関の利用に係る実費額

(3) 宿泊を要する場合は、1日につきその実費額（その額が条例別表第1に規定する宿泊料の定額を超えるときは、当該定額）

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。